

令和4年2月 河北町農業委員会総会（第2回）

令和4年2月25日（金曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	高橋 清	委員	2番	逸見 三和子	委員	3番	今田 好行	委員
4番	奥山 ちか子	委員	5番	岡崎 学	委員	6番	関 紀子	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	原田 康雄	委員	9番	奥山 喜幸	委員
10番	後藤 慶治	委員	11番	齋藤 仁	委員	12番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名
中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和4年2月25日（金曜日）午後1時54分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第3号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 事務局（奥山）

定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。今日は課長が町議会の一般質問検討会の方に出ておりませんので、事務局からは私だけとなります。

では、会長あいさつよろしくお願いします。

○ 堀米会長

毎回どうもご苦勞様でございます。今現在の積雪量は昨年よりもかなり多いような状況です。まあ、沢畑ばかりでなく皆さんの所もそれなりに多いのではないかと思います。判断等極力遅れないようにしていただきたいと思います。また、農家の方々にも教えていただいたり指導していただきたいと思います。

あとは、毎回同じことなんですが、今になって今までないくらいなコロナということで、河北町、山形も毎日それなりに人数出てます。誰がかかっても不思議でないような状況ですが、雇った家庭に関しては、かなり厳しい状況になると思いますので、そのへんはお互い様な形で、注射を、私もそれなりな年なんですが、まだ2回しか打ってません。3回打ったから安心してことでもないテレビでも言ってますので、その辺ふまえた形で、若い人たちは接種が遅くなる訳なんですが、我々年配も、民間問わずわらわら打って安心させるという方向でしていただきたいと思います。

このような中ですので、総会の方もスムーズに短時間で終われるようにひとつよろしくをお願いします。ご協力方をお願いします。ご苦勞様です。

○ 事務局（奥山）

ありがとうございました。では次第に基づきまして、進めたいと思います。議長を会長をお願いして進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名ですが、9番 奥山委員、10番 後藤委員をお願いします。

それでは日程第2議案の審議になります。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、です。

はじめに、申請番号3番 所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、畑、ほか22筆で計16,355.32㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後は自作するほか、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、資料2ページ、申請番号4番です。所在地 谷地字下釜（シタガマ）●●●●、樹園地、ほか4筆で計9,276㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年

●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうそうです。

次に、申請番号5番、所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、畑、ほか8筆で計15, 176. 61㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は自作することです。

次に、資料3ページ、申請番号6番、所在地 大字田井字狐原（キツネバラ）●●●●、畑、ほか12筆で計9, 705㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は自作することです。

以上4件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました相続移転の件につきまして、皆さんから質問等ありますでしょうか。

はい、ないようであります。この件に関してはこのまま進めていただきたいと思います。

それでは、報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の4ページをご覧ください。報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号4番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、畑、2, 790㎡の内2, 290㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

続きまして申請番号5番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、ほか1筆で計5, 121㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号6番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、3, 0 4 9 m² 1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号7番及び8番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか2筆で計5, 3 1 2 m²です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業で契約するためとのことです。

次に、資料5ページ、申請番号9番及び10番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、1, 9 3 2 m² 1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業で契約するためとのことです。

次に、申請番号11番及び12番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか1筆で計3, 8 7 1 m²です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業で契約するためとのことです。

次に、資料6ページ、申請番号13番、所在地 字造山（ツクリヤマ）●●●●、田、1, 5 1 9 m² 1筆です。渡し人の、法定相続人 ●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業で契約するためとのことです。

次に、申請番号14番及び15番、所在地 谷地字根際（ネギワ）●●●●、田、ほか2筆で計2, 7 6 6 m²です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、でご協議いただきますが、子に経営移譲して自作するためとのことです。

次に、申請番号16番及び17番、所在地 谷地字西浦（ニシウラ）●●●●、田、3, 0 5 5 m² 1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、資料 7 ページ、申請番号 18 番及び 19 番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、2, 779 m²1 筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、でご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 20 番及び 21 番、所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●●、田、137 m²1 筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、でご協議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号 22 番及び 23 番、所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●●、田、2, 374 m²1 筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、でご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 24 番及び 25 番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、2, 781 m²1 筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、でご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 26 番及び 27 番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●●、田、ほか 1 筆で計 3, 799 m²です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

以上 24 件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。このことについて皆さんから何か質問等ありましたらお受けいたします。はい、無いようです。ご質問なければ、この件に関してもこのまま取り進めさせていただきます。

続きまして議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の9ページをご覧ください。議第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号3番、賃借権の設定です。所在地 岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、ほか2筆で計2, 424㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号4番、賃借権の設定です。所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、ほか3筆で計8, 089㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号5番、賃借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計6, 015㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号6番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、2, 781㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、資料10ページ、申請番号7番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、2, 779㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号8番、所有権の移転です。所在地 西里字根際（ネギワ）●●●●、畑、ほか5筆で計6, 265㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、生前贈与のためとのことです。

申請番号9番、使用賃借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、畑、ほか8筆で計14, 080㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、経営移譲のためとのことです。

申請番号10番、所有権の移転です。所在地 谷地字槇川向（マキガワムカイ）●●●●、樹園地、57㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、耕作不便のためとのことです。

申請番号11番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、田、137㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

理由につきましては、労力不足のためとのことです。

申請番号 1 2 番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）
●●●●、田、2, 3 7 4 m² 1 筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上 1 0 件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今説明ありました。3 条の現地確認をなされているかと思しますので、順次、3 番から報告をお願いします。

○ 堀委員

3 番、原ノ内（ハラノウチ）雪でよくはわからなかったんですけども、ちょうどハウスの中で作業している方がいたので、聞いてみたところ、●●●●さんの息子さんが作業されてまして、後継者もいましたので何ら問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、次 4 番。

○ 齋藤代理

4 番、私から。この雪で田んぼに近づくことすら出来ませんでしたけども、昨年夏くらいから見ておりますと、大変綺麗に管理されてて、今度も●●●●ということで、一生懸命やっておりますので何ら問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、次 5 番。

○ 奥山（ち）委員

毎年きちっと田んぼとして耕作している土地ですので、問題はないと思います。

○ 議長（会長）

はい、6 番。

○ 後藤委員

6 番、7 番調整会議の中で、最初中間管理事業で出てきたんですけども、●●●●さん、三泉でちゃんとやってる方ですので問題ないかと思います。

○ 岡崎委員

8番、先日現地確認を行いまして、下の田んぼの方は問題ないんですけども、上の畑の方に雪で登っていきなくて、●●●●さんと話した中で労力不足により管理できてないと。受け手の息子さんに期待するとともに、指導の方していきたいと思います。

○ 議長（会長）

はい、9番。

○ 後藤委員

不動木（フドウギ）に関して、親子間で●●●●さんも、父親について、さくらんぼ関係一生懸命やってる方ですので、今後期待し、見守っていききたいと思います。

○ 岡崎委員

あと、造山に関してなんですけども、現況は樹園地となっておりまして、適正に管理されているので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、次10番。

○ 原田委員

10番、●●●●さんの方が狭くて、●●●●さんの方で作るということでした。よろしくをお願いします。

○ 議長（会長）

次11番。

○ 後藤委員

去年まで、ここ自己保全なっていた所で、●●●●さん借りてたんですけども、面積が面積で、所謂自己保全用地で、たまに豆を植えてた年もあるんですけども。●●●●さんの方、隣でさくらんぼ植えてて、観光農園もやってたりしてこの辺にパイプハウスですけども作業場置いたりして、これから観光農園ががんばっていかうという方の方ですので問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

次11番。

○ 後藤委員

これも、今まで●●●●さん、●●●●さんのお父さんが借りててさくらんぼ植えて

た園地として、継続して●●●●さんが引き継ぐということですので、問題ないかと思
います。

○ 議長（会長）

3番から12番まで現地確認の報告をしていただきました。これに関して皆さんから
質問等ありましたらお受けします。はい、高橋委員。

○ 高橋委員

3番の岩木原ノ内（ハラノウチ）の農地なんですけども、人・農地プランその他の調
整会議で、前々からここはずっと減反始まってから田んぼになったことのない農地で、
年貢の方が11,000円となっておりますけど、田んぼに戻すにも水が来なくて田んぼに
ならない、圃場も10,000円ものの平らなとこでなくて、昔の5畝歩の圃場の所で
畔無くして1枚にして使ってるみたいな所で、ランクで言うとBランク、11,000
円というのはどういういきさつでこうなったんだかな。

○ 議長（会長）

事務局わかるか。

○ 事務局（奥山）

これについては、相対での契約ですので、お互いで話して決めたのだと思います。

○ 後藤委員

私もいいですか。この3番に関して。

●●●●さん、個人的に云々じゃないんですけども、割と前の合意解約の●●●●さ
んともそうですけども、1年契約みたいなところが多くて、とりあえず作る、みたいな
考えなんだか。誰も作る人いないからしょうない、俺心配してけっか、みたいな感じな
んだか。割となんだか●●●●さんの案件1年でいうのあるもんだから。私等言っ
てはいけないのだが、ヤミ耕作でやってけっかな、というような案件なんだけども、割と
こういう感じなんだか。

○ 事務局（奥山）

案件を見るとそういう感じですね。今回もとりあえず1年だったので。

○ 議長（会長）

ただこの10a当たり11,000円という金額に関しては、あくまで受け手貸し手
二人の合意であって、A地区B地区C地区の町で出している賃借料はあくまでも参考の
額ですので、お互い高い額でもいい、と合意した形であれば、これはこれで有効、とい
うことです。あと契約期間については、1年でも10年でも書類で出していただいた形

ですので、これはこれで良い、と。ただ今後はなるべく優良農地は長く作っていただきたいということで、話していただきたいと思います。はい、今田委員。

○ 今田委員

3条って、自動継続ですよ。自動継続なので、1年で契約してもどちらかがやめま
すよ、と言わない限りずっとそのままいくってことですよね。

○ 議長（会長）

そういうことです。期間定められた時は、書き換えする方がいいんだろうけども、申
し出がなければ有効ということです。

○ 堀委員

ちなみになんだけれども、●●●●さん、今入院していて、息子さんが割とそのところ
はいいはって言ってたんだけど、●●●●さんが今まで作ってたんだからというこ
とでしたのかな、と思ってました。

○ 議長（会長）

息子さんいんだべ。契約書は親父さんの名前でも、同じ世帯の息子さん作るのなら
問題ないので、その辺はよろしくお願いします。

はい、その他にありませんか。無いようですので、採決させていただきます。賛成の
方の挙手を求めます。はい、全員賛成ですので許可いたします。

続きまして、議第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より願
いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の12ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集
積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。13ページ
が総括表になります。

賃貸借設定が37件、使用貸借権設定が2件、所有権移転が4件になります。

資料の14ページをお開きください。所有権移転です。

申請番号14番、所在地 大字田井字狐原（キツネバラ）●●●●、田、466㎡1
筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当2
00,000円で、総額93,200円です。

次に、申請番号15番、所在地 谷地字布田（ヌノタ）●●●●、田、1,963㎡
1筆で、うち300㎡が樹園地です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さん

です。売買価格は10a当305,600円で、総額600,000円です。

次に、申請番号16番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）597、田、ほか1筆で計5,121㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当300,000円で、総額1,536,300円です。

次に、申請番号17番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、ほか1筆で計3,799㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当300,000円で、総額1,139,700円です。

資料の15ページから22ページの申請番号18番から56番の貸借権設定につきましては、いずれも地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきたいと思います。

なお、この中で申請番号31番から56番につきましては、中間管理事業での集積計画となります。

以上43件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今議第4号について説明ありました。この件に関して皆さんから何か質問等ありませんか。無いようですので、採決させていただきます。賛成の方、挙手をお願いします。はい、賛成多数ということで許可いたします。

では、以上で総会の方の内容は全て終了いたしました。

午後2時32分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員